

2015年7月21日

報道関係者各位

福島市渡利地区集団ADR申立について

原発被災者弁護団

本日、当弁護団は、福島市渡利地区居住の住民を申立人として、原子力損害賠償紛争解決センターに集団ADRの申立をしました。

<申立人数・世帯>

・申立人 3107名（1107世帯）

<申立の趣旨>

申立人1人あたり2011年3月11日から同年8月まで毎月20万円

同年9月から和解成立時まで毎月10万円

（当月までとすると、1人あたり590万円、総額183億円）

<渡利地区の特徴>



渡利地区は、阿武隈川東側に位置する、渡利・小倉寺・南向台の3地区から構成され、渡利に29町会、小倉寺、南向台に各1町会がある。

渡利地区は、明治22年に渡利地域と南向台地域とで構成されていた渡利村と小倉寺村とが合併し、昭和22年に福島市に吸収合併したもの。花見山・弁天山などの名所があり、114号線より東側は山間地であるが、阿武隈川沿いには住宅地が広がる。

＜申立に至る経緯＞

2014年8月、渡利地区町内会の有志で構成された、「渡利の復興をめざす会」（以下「めざす会」という）から弁護士にADR申立への協力要請があった。

以降、「めざす会」と弁護士で協議を重ねて、以下の通り活動してきた。

2014年

（めざす会中心メンバーとの打ち合わせ）

9月23日 第1回説明会（弁護士11名、参加者は町会長中心に30名超）

10月13日 第2回説明会 福島市渡利山際町会集会所（参加弁護士4名、参加者10名）

11月初めころ 渡利の復興をめざす会が正式に立ち上がる

（住民説明会の開催）

11月22日 第1回住民説明会 渡利山際集会所

11月29日 第2回住民説明会 山之内集会所

12月7日 第3回住民説明会 福島県総合社会福祉センター

12月21日 第4回 同所

12月23日 第5回 同所

2015年

1月17日 第6回住民説明会 小倉寺集会所

1月18日 第7回住民説明会 南向台集会所

2月1日 第8回住民説明会 福島県総合社会福祉センター

合計8回 5会場

（個別相談会開催）

2月21、22日

3月7、8日、14日、28、29日

4月4、5日、12日、19日、25、26日

5月16、23日

合計 15日間、参加弁護士延べ209名、総参加世帯数1128（3377名）

相談会場：2月21、22日のみ三会場（東・山際・山之内）

他は全て福島県総合社会福祉センター

福島市渡利地区集団申立の骨子

1 特性

渡利地区は、福島市の中心部から流れる阿武隈川の東側にあり、渡利・小倉寺・南向台の3地区を指すものであり、花見山公園や弁天山といった名所を含む自然を有する、閑静な住宅街である。

2 放射線汚染の状況

(1) 事故直後

本件地区は、本件原発事故直後に、 $24.24\mu\text{Sv/h}$ (127.2mSv/y) という極めて高い放射線線量値を記録した県北保健福祉事務所（福島第一原発から北西約63キロメートル）よりも福島第一原発に近い位置にあり（福島第一原発から北西約61キロメートル）、さらに高い線量値であったと推定される。

(2) 2011年4月から6月ころ（以下申立書抜粋）

ウ 県内緊急放射線量調査結果—福島民報（甲共3－6）・福島民友（甲共3－7）
渡利地区の放射線量としては、4月15日紙面（測定日は4月13日）に「県内緊急放射線量調査」の測定結果が掲載されたのが最初である（図3参照）。

これによると、渡利柳沢で $3.91\mu\text{Sv/h}$ （地上1cm）、 $2.72\mu\text{Sv/h}$ （地上1m）、南向台第3公園で $6.40\mu\text{Sv/h}$ （地上1cm）、 $3.70\mu\text{Sv/h}$ （地上1m）という高い数値が検出されており、福島市内において、渡利地区と大波地区の線量がとりわけ高いことがわかる。

エ 学校の放射線量調査結果—福島民報（甲共3－6）・福島民友（甲共3－7）
県内の小中学校や幼稚園等の教育施設の敷地における放射線量再調査では、4月14日の調査において、福島市内の学校や幼稚園・保育園の敷地における測定値が全体的に $3\mu\text{Sv/h}$ （地上1m）前後と高いことがわかる。そして、その約1か月後の5月27日に行われた調査でも、渡利地区の学校や幼稚園・保育園の敷地における放射線量は $2.4\sim 3.02\mu\text{Sv/h}$ （地上1m）と高いままである（一方、渡利地区以外の福島市内の他の学校等では、放射線量が下がっているところも多い）。さらに、6月2日の県内の小中学校の放射線量調査でも、福島市内の小中学校のうちで南向台小学校、渡利中学校など渡利地区にある学校は、 $3\mu\text{Sv/h}$ （地上50cm、地上1m）前後という高い数値となっている。

オ 県内の公園の放射線量再調査結果—福島民報（甲共3－6）・福島民友（甲共3－7）

4月22日の県内の公園の放射線量調査では、南向台第3公園の放射線量が、

3. 5～4. 0 $\mu\text{Sv/h}$ (地上50cm) と高いことがわかる。そして、6月20日時点においても、渡利支所前公園で2. 3～2. 8 $\mu\text{Sv/h}$ 、弁天山公園で1. 7～2. 9 $\mu\text{Sv/h}$ と依然として高い数値が検出されている。

カ 福島市の全市一斉放射線量測定結果－福島民報（甲共3－6）

6月26日頃の全市一斉放射線量測定結果では、他の地区に比べ渡利地区及び大波地区の放射線量が高く、小倉寺稻荷山5番地付近路肩では4. 05 $\mu\text{Sv/h}$ (地上1m) という高い数値が測定されている（図4参照）。

（3） 2011年夏から10月ころ

本件地区に関しては、2011年夏頃になってもなお、3 $\mu\text{Sv/h}$ が目安とされている特定避難勧奨地点に比肩する線量を示す箇所が複数観測されている（以下、申立書抜粋）。

① 平成23年7月5日から7日までの間に、原子力災害対策現地本部（放射線班）及び福島県災害対策本部（原子力班）が実施した、自動車走行サーベイによるモニタリング調査（甲共3－4）

3 $\mu\text{Sv/h}$ を超える空間線量が複数の箇所で観測され、最も高いところでは3. 32 $\mu\text{Sv/h}$

② 平成23年8月18日から30日までの間に、原子力災害対策現地本部（放射線班）及び福島県災害対策本部（原子力班）が実施した、空間放射線量測定結果（甲共3－5）

結局、本件申立ての対象となる地域の住宅の庭または玄関先は、平成23年8月中旬から下旬頃で、地上1メートル高さで0. 21～3. 1 $\mu\text{Sv/h}$ 、地上50センチメートル高さで0. 19～5. 4 $\mu\text{Sv/h}$ であり、高濃度に汚染されている住宅が多く存在していることがわかる。

③ 神戸大学大学院海事科学研究科の山内知也教授が、平成23年6月26日及び同年9月14日の2回にわたって、渡利地区において空間線量の計測を実施したところ、以下の線量が判明した。

ア 八幡神社

渡利小学校の近くの、八幡神社（図13）は、学童保育施設に隣接しており、子どもが遊ぶことも多い。この神社の入口において、平成23年9月14日時点で、2. 7 $\mu\text{Sv/h}$ (地上50cm)、10. 6 $\mu\text{Sv/h}$ (地上1cm) 渡利小学校の近くの、八幡神社（図13）は、学童保育施設に隣接しており、子どもが遊

ぶことも多い。この神社の入口において、平成23年9月14日時点で、2.7 μ Sv/h（地上50 cm）、10.6 μ Sv/h（地上1 cm）が計測された。

イ 渡利小学校南側通学路

渡利小学校南側通学路である、図14③⑥⑦⑧⑩地点においては、除染モデル事業（通学路の側溝に堆積していた泥を除去する作業）が平成23年8月24日に行われた後であるにもかかわらず、平成23年9月14日時点において、地上50 cmにおいて2 μ Sv/h以上の値が測定され、⑥地点では5.2 μ Sv/h（地上50 cm）、⑦⑧地点では3.3 μ Sv/h、2.94 μ Sv/h（地上50 cm）と高い数値が測定された。

ウ 薬師町会

薬師町会の図15②③⑥の水路上（立ち入り禁止の措置なし）では、地上1 mでも3.87 μ Sv/h（②地点）、3.6 μ Sv/h（③地点）、3.8 μ Sv/h（⑥地点）が計測され、⑦の駐車場の端においては、3.05 μ Sv/h（地上1 m）、3.13 μ Sv/h（地上50 cm）、⑨の住宅庭では、2.7 μ Sv/h（地上1 m）、4.8 μ Sv/h（地上50 cm）が計測された。

④ 町会の測定データのまとめ

平成23年7月から8月頃の渡利地区では、1～3 μ Sv/h程度の部分が大半であるが、3 μ Sv/hを超える線量値を示す箇所も多数存在していたことが明らかである。

⑤ FoE Japanの線量に関する報告書（甲共13-2）

国際環境NGOのFoE Japanと福島老朽原発を考える会（フクロウの会）は、前記(3)の山内教授の線量調査の他に、平成24年10月24日にも線量の調査を行った。この測定では、渡利小学校の通学路の反対側の民家の雨水桝周辺で、5.6 μ Sv/h（地上1 cm）、薬師寺住宅街を通る用水路中央部で4.4 μ Sv/h（地上1 m）、18.5 μ Sv/h（地上1 cm）、水路西側で3.7 μ Sv/h（地上1 m）、8.2 μ Sv/h（地上1 cm）、水路東側で3.5 μ Sv/h（地上1 m）、13.0 μ Sv/h（地上1 cm）など、依然として高い数値が測定された。

（4）2012年から2013年にかけて実施された除染前後の線量（以下申立書抜粋）

イ 除染前の玄関先の放射線量の集計結果（高さ1 m）

データがある戸数は全911戸（集計時点）である。そのうち、除染基準（0.23 μ Sv/h）未満の戸数は87戸（9.5%，小数点以下2桁目を四捨五入。以下同様。）であり、除染基準以上の線量値を示した戸数は824戸（90.5%）

であった。なお、 $1\mu\text{Sv/h}$ を超えている戸数は46戸（5.0％）であった。

ウ 除染前の庭先の放射線量の集計結果（高さ1m）

データがある戸数は全920戸（集計時点）である。そのうち、除染基準（ $0.23\mu\text{Sv/h}$ ）未満の戸数は6戸（0.7％）であり、除染基準以上の線量値を示した戸数は914戸（99.4％）であった。なお、 $1\mu\text{Sv/h}$ を超えている戸数は303戸（32.9％）であった。

エ 除染前のホットスポットの集計結果（高さ1m）

データがある戸数は全867戸（集計時点）である。そのうち、除染基準（ $0.23\mu\text{Sv/h}$ ）未満の戸数は2戸（0.2％）であり、除染基準以上の線量値を示した戸数は914戸（99.8％）であった。なお、 $1\mu\text{Sv/h}$ を超えている戸数は330戸（38.0％）であり、さらに $10\mu\text{Sv/h}$ を超えている戸数も1戸（0.1％）あった。

オ 除染前の屋内の集計結果（高さ1cm～1m）

データがある戸数は全767戸（集計時点）である。屋内に関しては、横になったり小さい子供が居る場合があるなど屋内全てが有用空間であるため、高さ1センチメートルから1メートルまでの測定値のなかの最大値を採用した。その結果、除染基準（ $0.23\mu\text{Sv/h}$ ）未満の戸数は124戸（16.2％）であり、除染基準以上の線量値を示した戸数は643戸（83.8％）であった。なお、除染基準の2倍（ $0.46\mu\text{Sv/h}$ ）以上の戸数は144戸（18.8％）であり、さらに除染基準の3倍（ $0.69\mu\text{Sv/h}$ ）以上の戸数は13戸（1.7％）であった。

カ 除染後の屋外のホットスポットの集計結果（高さ1m）

データがある戸数は全907戸（集計時点）である。そのうち、除染基準（ $0.23\mu\text{Sv/h}$ ）以上の地点が1カ所もない戸数は15戸（1.7％）であり、1カ所でも除染基準以上の線量値を示した測定箇所がある戸数は892戸（98.3％）であった。

キ まとめ

このように、申立人らは、本件事故後、少なくとも平成24年から平成25年に至るまで、自宅の外のみならず自宅の中でさえも除染基準を上回る放射線量に曝され続けていたのであり、逃げ場のない状態で日々の生活を送らざるを得なかったものである。

また、除染をしても自宅敷地内がすべて除染基準未満となった戸数はわずか

2%に満たず、除染をしたからといって安全であるとは到底言える状況ではない。

(5) 2014年12月以降の申立人らの調査

渡利地区を道路沿いに平成26年12月から平成27年3月まで空間線量を測定したところ、本件事故後3年9ヶ月から4年経過した時点でも、なお除染基準を超えている箇所が大半であり、除染基準の2倍以上や3倍以上、なかには5倍以上の空間線量を示す箇所も多々みられる。

このように、渡利地区は、未だに安心して生活できる状況にはほど遠い状況である。

3 汚染物質が自宅敷地内及びその周辺にあることの精神的苦痛

国は、平成23年夏に渡利地区で行われた空間放射線量の調査の結果、特定避難勧奨地点の指定要件を充たしながらも、その指定見送り、除染を優先する方針を固めた。しかし、仮置き場の設置が間に合わないため、除染により発生した放射性物質を含む土砂を、自宅敷地内及びその周辺に保管することにした。

渡利地区の多くの住民は、ブルーシートに覆われた汚染土を自宅敷地内に保管している。毎日、汚染物質を目にすることで気が滅入り、いつになったら撤去されるのか、シートが破れるおそれがないのか、常に不安と隣り合わせの生活を余儀なくされている。自宅の敷地内に汚染物質を保管している光景は、他の地区では見られないものである。



【ある申立人の自宅に保管されているブルーシートの写真】

4 様々な申立人らの精神的損害

- ・放射線量が高いという渡利地区のイメージが定着してしまったこと
- ・子どもへの健康を心配する親達
- ・事故直後、異常な高線量の時期の屋外活動の後悔
- ・甲状腺がんのおそれ
- ・学校生活の変化
- ・子どもたち自身のストレス
- ・妊娠・出産に関する不安
- ・水への不安
- ・自家菜園での野菜栽培ができなくなった
- ・山菜・きのこ狩りなどができなくなった
- ・被ばくを避けるための様々な負担（外出時間の制限、マスク着用、過剰な手洗いやうがい、洗濯物を干せない、ペットの散歩時間の制限）
- ・避難による家族の分離
- ・親族間の行き来が乏しくなった
- ・住民間の交流が乏しくなった
- ・不当な差別・偏見による不安や苦痛 等々

5 本件申立てにおける請求内容

本件において、1人あたり、原発事故から半年間は毎月20万円、その後は和解成立時まで毎月10万円の請求している理由は以下の通りである（以下申立書抜粋）。

1 特定避難勧奨地点と同等以上の賠償が相当であること

(1) 特定避難勧奨地点の選定基準

政府（原子力災害対策本部）は、平成23年6月16日付け「事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点への対応について」において、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される特定の地点について、住居単位で「特定避難勧奨地点」に設定する方針を示した。かかる方針に基づき、南相馬市、伊達市、川内村で約260地点の特定避難勧奨地点が設定された。具体的には、特定避難勧奨地点設定の検討のための測定が行われた平成23年後半の時点で、地上1mの空間放射線量が3μSv/hを超えるかどうかが基準とされた。

南相馬市では、上記基準に加えて、妊婦や18歳以下の子どもがいる世帯については、子どもの目の高さに近い地上50cmの空間放射線量が2μSv/hを超える場合にも、特定避難勧奨地点の設定が行われた。

(2) 渡利地区での指定見送りとその理由

前述のとおり（第3「渡利地区の放射線汚染の状況」7頁以下）、渡利地区は本件事故により、高濃度の放射性物質によって汚染された。

第3の3(3)でも述べたように（31頁）、南相馬市、伊達市、川内村で特定避難勧奨地点が設定されたのと前後して、平成23年8月18日～同月30日に、福島県と国の原子力災害現地対策本部は、特定避難勧奨地点の指定の必要性を判断するため、福島市渡利地区（広義の渡利地区）6600世帯のうち、渡利633地点と小倉寺405地点の計1038地点に限って、空間放射線量の測定を行った。そして、地上1mの空間放射線量が3 μ Sv/hを超える地点は渡利、小倉寺各1か所しか確認されなかったとされ、両地点の住民には避難の意思がないとして、特定避難勧奨地点の設定は見送られた。

しかし、上記の空間放射線測定は、測定対象世帯の選定の基準が不明であり、各世帯での測定箇所を選択も適当であった。実際には、第3の3(2)（自動車走行サーベイによる調査結果・30頁）や第3の4(3)（神戸大学山内教授による調査結果・54頁）、同(4)（FoE Japanによる線量調査・56頁）で明らかにしたとおり、敷地内で地上1mの空間放射線量が3 μ Sv/hを超える世帯は多数にのぼっていた。

また、地上50cmの空間放射線量が2 μ Sv/hを超える地点は更に多数が確認されていた（前記の神戸大学山内教授による調査結果報告書／甲共3－9，10，渡利地区各町会の測定結果・甲共3－8）。

毎日新聞の報道（平成23年11月4日・甲共8－1）でも、放射線量が高い福島市内の大波、渡利など4地区のうち、除染が最初に始まった大波地区を除く3地区に南相馬市の指定基準（地上50cmの空間放射線量が2 μ Sv/hを超える場合に指定）を当てはめた場合、国の試算では、309世帯が基準に達したとされている。さらに、土壤汚染という観点からみても、渡利地区の放射性物質による土壤汚染は、極めて深刻なレベルに達していた

（甲共3－11）。このように、渡利地区の放射能汚染は、実際には、特定避難勧奨地点が多数指定されてしかるべきレベルに達していた。しかも、放射能汚染は、特定のホットスポットに限定されたものではなく、広く渡利地区全体が強度に汚染されていたことは明らかである。

地域全体を「特定避難勧奨地区」に設定し、避難を強制しないまでも、避難を望む住民が避難できるようにすべきだとの意見も市民団体等から出ていた（甲共3－12，13）。

このような状況にありながら、渡利地区で特定避難勧奨地点の指定がされなかった理由・原因は、県庁所在地である福島市の中心部で多数の住民が避難する事態は避けたいという政府や県、市当局の意向にあることは疑

いない。

(3) 被害の深刻さ

特定避難勧奨地点が多数設定されてしかるべき地域である渡利地区の住民は、第4で述べたように、除染後の汚染物質を自宅敷地内及びその周辺に置かざるをえないことにより多大な精神的苦痛を被っている。また、深刻な放射能汚染により、第5、第6で述べたように、被ばくによる健康被害について不安を抱き、事故前の自然に囲まれた平穏な生活が営めなくなり、被ばくを避けるために様々な制約を余儀なくされ、不当な差別・偏見にもみまわれ、地域のつながりが崩壊しつつある状況に追い込まれている。

本件原発事故により、このような様々な精神的苦痛を被っている渡利地区の住民に対しては、特定避難勧奨地点の住民に対する賠償を参考にして、少なくとも、本件原発事故発生時から和解成立時に至るまで、1人10万円の慰謝料が認められるべきである。

貴センターにおかれては、各世帯の報告書等に示された渡利地区住民の被害の実態を直視され、被害の実態に沿った適正な賠償を内容とする和解案を提示されるよう求める。

2 事故後初期の慰謝料増額について

第3の3（21頁以下）で述べたように、福島市では、平成23年3月15日には最大24.24 μ Sv/hを記録しており、異常な高線量に襲われた。その後も、第3の3（21頁以下）、同4（35頁以下）でも述べたように、平成23年8月ころまでは、特に高い放射線量を記録していた（28頁の表2）。

従って、特に平成23年3月から同年8月までについては、高濃度の放射線に晒されたという事実に基づき、申立人らの慰謝料の額を増額すべきであり、少なくとも1人月20万円の慰謝料が認められるべきである。

6 主な証拠書類

- ・全世帯分の聞き取り報告書（除染業者のモニタリング票、自宅敷地内汚染物質保管状況を撮影した写真等を添付）
- ・モニタリング票中、玄関、庭、ホットスポットの除染前測定値を世帯ごとにピックアップしてまとめた集計表一覧。
- ・申立人らが独自に調査してきた放射線測定結果
- ・その他官公庁が発表している測定資料
- ・報道記事多数
- ・健康被害を裏付ける文献多数

さらに、仲介委員による現地調査、現地口頭審理を求めている予定。 以上